月刊GHオーナーズセミナー USAGIの視点

2001年11月1日発行 第52号 ^{税理士} 広瀬 裕

『死因贈与契約の活用』

遺言で自分の財産の全部または一部を処分することを遺贈といいます。しかし、税法上同じ相続税の取り扱いとなりますが、死因贈与契約があります。

Q1. 死因贈与契約とは

A. 死因贈与とは、生前に贈与するが、贈与者が死亡することによって初めて効力が生じる贈与をいいます。死因贈与も、形としては契約や、生前贈与と同様に当事者間の合意によって成立します。しかし、贈与者が死亡することにより効果が生じる贈与であり、ほぼ、遺贈についての規定が適用されます。

Q2. 死因贈与契約のメリットは

A. 死因贈与契約の優位性は、遺贈と異なり贈与者と受贈者間において生前に贈与の 意思確認が行われますので、推定被相続人の意向に添った形で財産を移転させるこ とができます。

また、受贈者においては、贈与財産が不動産等の場合、贈与者の承諾を得て所有権移転の仮登記を行うことができます。さらに、贈与の執行人を定めておくことにより、相続人等の承諾や印鑑を受領することなく執行人の権限で仮登記から本登記へ手続きを行うことができ、所有権が確実に移転することなどが挙げられます。

Q3. 遺贈と死因贈与との違い

- A. 遺贈と死因贈与との違いは以下の通りです。
 - 遺贈・・・①遺言者の単独の意思表示
 - ②何時でも遺言の方式に従って自由に取り消せる。
 - 死因贈与・・・①贈与者と受贈者の当事者双方の署名押印が必要
 - ②負担付死因贈与(例えば、生前に面倒をみてくれることを負担とする)の場合に、すでに負担が履行されているようなときには取り消せないとの趣旨の判例がある。
 - ③贈与者の生前に仮登記(始期付所有権移転仮登記)ができる。 この仮登記は、贈与者の承諾があれば受贈者が単独でできる ので契約時に贈与者の承諾を得ておく必要がある。

Q4. 死因贈与の税法上の取り扱いは

A. 死因贈与や遺贈といった停止条件付法律行為は条件成就の時よりその効力を生じ、 その効力の発生した時点が財産取得の時期となります。したがって、死因贈与につ いては、贈与税ではなく相続税の課税対象となります。